

令和3年1月29日

国際教養大学新学生宿舎整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国際教養大学新学生宿舎整備事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、公立大学法人国際教養大学が、全学生の8割以上がキャンパス内で生活し、世界各国からの留学生との共同生活を通じ国際教養教育の実践の場として新たに大学隣接地に新学生宿舎を整備する事業です。

経年劣化による老朽化への対応が必要な学生寮及び寮生活を終えた学生及び留学生が入居する学生宿舎について、学生寮の大規模改修期間の一時的な代替施設として利用するとともに、学生寮の改修後は、学生宿舎の更新施設として、入居希望学生や留学生の増加に対応していく方針です。

なお、本事業は、効率的かつ効果的に新学生宿舎の建設、維持管理等を行い、単なる生活の場ではない、同大学が目指すグローバルリーダーの育成にふさわしい教育機能を合わせた学生宿舎を整備することを目的として、PFI法に基づき実施されます。

2. 対象事業者について

対象事業者名：樺台フォレストヴィレッジ株式会社

※ 樺台フォレストヴィレッジ株式会社は、株式会社沢木組（本社所在地：秋田県男鹿市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上